

令和3年度・第3回会報

第21回

令和3年8月10日

30年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬 好春

前のご報告以降の主な活動内容を第21回会報としてお届けさせていただきました。

会員の皆さまにはコロナ禍且つ猛暑日が続いております。先ずはご家族を含めて、お身体を大切にしてくださいませようよろしくお願い申し上げます。

1.【当会のホームページ開設】

7月25日午前0時過ぎ当「30年中間貯蔵施設地権者会」のホームページを開設致しました。目的は今年度皆さまにご承認を頂きました事業計画の広報活動と費用低減にあります。定期総会後から開設に向けた準備を進め各先生方のご指導等を得ながら開設の運びとなりました。これにより国内はもとより海外の皆さまにも福島県中間貯蔵施設の課題と問題点をパソコン・スマホ等により手軽にご覧頂けご理解頂け易い環境づくりができました。

今後はホームページ内容の充実化を図って参りたいと思います。

アドレスは『 <https://30nenchikensya.org/> 』ですが『会名・30年地権者会』等からも入れ、設立時からの活動内容や環境省との争点等もご覧頂けます。

2.【団体交渉開催への活動】

環境省からの理不尽な交渉打ち切り通告について、皆さまから引き続き当地権者会に対して多くのご支援の声を頂いております。感謝申し上げます。

これに対し6月4日付けで福島県内堀知事・大熊町吉田町長・同議会吉岡議長・双葉町伊澤町長・同議会伊藤議長宛てに交渉実施に向けた要望書でご支援等をお願い致しました。両議会議長に全議員への要望書配布をお願いし、全議員の皆さまにも要望書をご覧頂きご支援頂けるようお願い申し上げます。

これは、2014年12月当地権者会を設立した際にも同様の要望書を提出し団体交渉を実施致しました。この環境省姿勢は被災者でもある地権者軽視、事業者の責任放棄であり、同省として当方の改善・是正追及から説明ができなくなった表れです。

政経東北6月号で「中間貯蔵交渉から逃げた環境省」が掲載されました。

〈政経東北 6月号表紙〉

〈政経東北 6月号目次〉



3.【第9回環境省説明会】

前回昨年11月開催、第8回環境省説明会から約8ヶ月経過しておりますが、コロナの変異型ウイルスの拡大により、環境省と開催時期延期の調整しております。

ワクチン接種の普及などによるコロナの鎮静化を見定めて実施時期・場所を検討・調整したうえで皆さまにご連絡させていただきますので宜しくお願い致します。

4.【情報開示請求】

今年度の中間貯蔵施設事業などの用地補償等について事業主環境省に情報開示請求を行い土地価格と地上権価格の不動産鑑定評価書などの送付を6月21日付けで受け、内容を精査しております。今回は土地価格・地上権価格ともに不動産鑑定評価書ではなく「意見書」でした。この意見書は不動産鑑定士によると単なる計算書であり、不動産鑑定評価基準に基づかなくてもよいとのことでした。

これは、あたかもまともな不動産鑑定評価を行ったような誤魔化しです。

これは日本不動産研究所も作成しているので、今後、内容の精査完了後、日本不動産鑑定士連合会に既提出「懲戒請求」の追加資料として提出いたします。

5.【マスコミ等広報活動】

6月に取材を受けました内容が7月10日付け熊本日日新聞記事に掲載されました。

6.【専門家の指導等】

各専門家の先生方からは、随時、ご指導やご支援・ご協力を頂戴致しております。

ここにあらためて感謝申しあげる次第でございます。

7.【お知らせ】

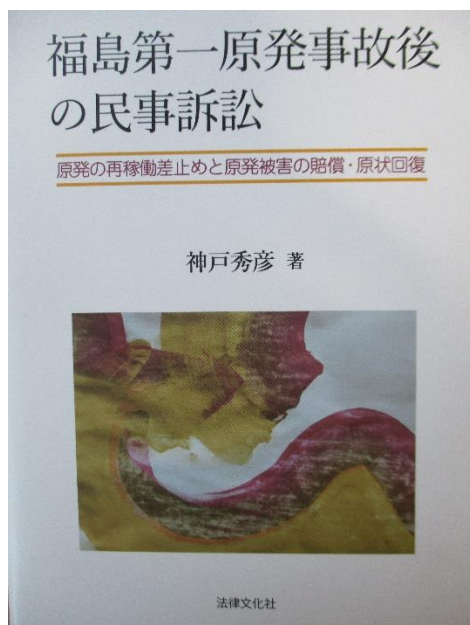
(1)本年度の定期総会で専門家の知見による協力頂ける「特別会員」を設けました。

現在、数名の専門家の皆さまに「特別会員」として入会していただきました。

(2)関西学院大学司法研究科神戸秀彦教授が著書で「国の原状回復義務」と「30年の長期の地上権でも地代で一括払いにするべきではない」と書かれています。

〈神戸秀彦先生著書表紙〉

〈第Ⅲ部福島原発被害の原状回復5(3)〉



(1)「放射性廃棄物」の適用除外 (2)廃棄物処理法の適用除外

4 原子炉等規制法との関連 237

(1)「低レベル放射性廃棄物」の処分 (2)クリアランスと再利用・処分
(3)特措法と原子炉等規制法の関係 (4)「8000Bq/kg」基準に対する批判
(5)「8000Bq/kg」基準導入の経緯 (6)特措法の見直し

5 現在の特措法の状況（中間貯蔵施設を含む） 242

(1)除染の「終了」とその結果 (2)福島県内の廃棄物の処理 (3)除去土壌と中間貯蔵施設

6 汚染廃棄物・除去土壌の再生利用 251

(1)中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略（以下、技術開発戦略）検討会 (2)技術開発戦略検討会のもとでのWG (3)技術開発戦略の基本的考え方・安全性評価WG案の問題点

7 おわりに 253

添付書類 「7月10日熊本日日新聞記事 水俣の過ち 福島でも」

【お願いとご連絡】

※会員の皆さま当地権者会のホームページの拡散をお願い致します。

※熊本一規明治学院大学名誉教授のHPに当会活動等が紹介されております。

先生のURLは <http://kumamoto84.net/>です。

※門馬会長はフェイスブックに「門馬好春」で登録しております。

※お問い合わせ等は、原則電子媒体（メール等）をお願い致します。

（問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春）

PC メール mommayoshiharu@gmail.com 携帯電話 090-3533-5515